

中央新幹線環境影響評価準備書に関する飯田市としての意見

1 工事計画

(1) 中央新幹線のルートや駅は、当市の都市計画へ大きな影響を及ぼすものであるため、土地利用や都市施設等の計画において総合性、一体性、円滑な都市活動の確保が図られるように、早期に関係機関と協議し、十分調整されたい。また、中央新幹線整備に伴い、公共施設の新設及び改修等が想定されるため、今後、協議スケジュールを早急に提示頂き、関係機関と十分調整されるとともに十分考慮されたい。

(2) 中央新幹線の整備に伴い、事業に影響を及ぼす既存公共施設（道路、河川、水路、上下水道、公園等）の機能回復を行うこととなるが、中央新幹線環境影響評価準備書ではその環境に及ぼす評価がされていない。事業に起因することとなる施設及び環境影響の把握のため、施設管理者と早期に個々の具体的な資料に基づく協議をされたい。

(3) 発生土運搬車両の運行による渋滞等が発生し、騒音や大気汚染が懸念される。発生土の運搬先が決定していないため、予測箇所の記載ができない場合についても、運搬を行う上での安全対策はもとより、環境保全措置として渋滞解消のための拡幅等の措置（踏切改良含む）について事前に協議されたい。なお、発生土運搬道路の渋滞を回避することによる交通流動の変化も予想されるため、それらに関する道路についても、環境保全措置として渋滞解消のための拡幅等の措置（踏切改良含む）を合わせて事前に協議されたい。

(4) 非常口設置予定地（今宮町）付近には、飯田風越高校、飯田文化会館があり、かなり多くの歩行者が付近の道路を通行することから、工事車両の排気ガスや粉塵等の環境面、さらには交通安全面などについて万全の対策を講じられたい。また、火葬場への車両通行についても支障がないよう配慮されたい。

(5) 中央新幹線整備に伴い設置が予定されている保守基地及び工事施工ヤードについて、明確な大きさや内容が示されていないため、都市計画法に規定する開発行為に該当するか、現段階で判断ができないため、これらの設置に係る計画を早期に提示頂き、関係機関と十分調整されたい。

(6) 当市は、区域区分を行っていないため、市街化調整区域は存在しない。

(7) 地域住民の不安や心配が払拭され、事業推進に理解が得られるよう、地域に対して早期の情報提供や適切な説明、協議をされたい。

2 大気質

(1) 環境基準や法規制値を下回ると予測される場合であっても、現状との比較において可能な限り環境への負荷を少なくされたい。また、近隣住民からの指摘があった場合には迅速に対応されたい。

3 騒音

(1) 環境基準や法規制値を下回ると予測される場合であっても、現状との比較において可能

な限り環境への負荷を少なくされたい。また、近隣住民からの指摘があった場合には迅速に対応されたい。

(2) 列車の走行における沿線の土地利用対策については、公共施設（道路、公園、緑地等）の配置や用途地域等による土地利用対策が難しいと思われる場所も想定されるため、関係機関と十分に協議、調整されたい。

4 振動

(1) 環境基準や法規制値を下回ると予測される場合であっても、現状との比較において可能な限り環境への負荷を少なくされたい。また、近隣住民からの指摘があった場合には迅速に対応されたい。

5 低周波音

(1) トンネル工事排気ファンの設置については、周辺地域への低周波音の影響が懸念されることから、環境影響評価書への記載について検討されたい。

6 水の濁り

(1) 環境基準や法規制値を下回ると予測される場合であっても、現状との比較において可能な限り環境への負荷を少なくされたい。また、近隣住民からの指摘があった場合には迅速に対応されたい。

(2) 建設中、供用開始後において、建設現場、鉄道施設より有害物質や油等が流出する事故が発生した場合の対応策及び予防策について周知されたい。

(3) 当市の下水道は分流式である。工事に起因し発生する排水については、現場内で排出基準を満足する水質まで処理し、河川等へ放流されたい。放流に際しては、河川等の管理者と十分協議されたい。

(4) 工事に起因し発生する排水については、農業、水産業等のほか、生活環境についても影響を及ぼさないように配慮されたい。

7 水の汚れ

〔切土工等又は既存の工作物の除去、トンネル工事について〕

(1) 環境基準や法規制値を下回ると予測される場合であっても、現状との比較において可能な限り環境への負荷を少なくされたい。また、近隣住民からの指摘があった場合には迅速に対応されたい。

(2) 建設中、供用開始後において、建設現場、鉄道施設より有害物質や油等が流出する事故が発生した場合の対応策及び予防策について周知されたい。

(3) 当市の下水道は分流式である。工事に起因し発生する排水については、現場内で排出基準を満足する水質まで処理し、河川等へ放流されたい。放流に際しては、河川等の管理

者と十分協議されたい。

(4) 工事に起因し発生する排水については、農業・水産業等のほか、生活環境についても影響を及ぼさないようにされたい。

(5) 農業用水に対して、環境基準等を下回る場合であっても、現状との比較において可能な限り環境負荷を少なくするとともに、生産農家から指摘があった場合は迅速に対処されたい。

〔鉄道施設の供用について〕

(6) 環境基準や法規制値を下回ると予測される場合であっても、現状との比較において可能な限り環境への負荷を少なくされたい。また、近隣住民からの指摘があった場合には迅速に対応されたい。

(7) 建設中、供用開始後において、建設現場、鉄道施設より有害物質や油等が流出する事故が発生した場合の対応策及び予防策について周知されたい。

(8) 上郷地区において 100 m²以上の駐車施設を設置する場合は、4 槽以上の油水分離槽で適切なものを設置されたい。(飯田市環境保全条例施行規則第 13 条)

(9) 駅舎施設のトイレ等から発生する汚水については、公共下水への接続（放流）が可能。

(10) その他の鉄道施設全体からの排水については、随所にて適宜排水基準に適合する処理を行い、排水先河川等の管理者と十分に協議され、放流されたい。

8 地下水

(1) 準備書本編 8-2-3-35 の図 8-2-3-3 (3)において、飯田市の地下水の水文学的方法による予測検討範囲が示されているが、飯田市上水道の予備（非常用）水源である正永寺原井戸、押洞井戸が、検討範囲もしくはその近傍に位置しており、水源への影響が懸念されるため、以下について要望する。

① 準備書資料編〔事業特性〕2 路線概要（縦断計画）図面だけでは、井戸位置でのトンネル深度がわからず、水源域影響範囲の算定の妥当性が判断できないため、より精度の高い路線の縦断計画について提示されたい。

② 準備書資料編〔環境影響評価の結果の概要並びに予測及び評価の結果〕環 6-2-2 にあたる H-R 曲線の係数となる平均透水性 $K_t=0.776$ の算定の根拠について提示されたい。

(2) 当市の下水道は分流式である。工事に起因し発生する排水については、現場内で排出基準を満足する水質まで処理し、河川等へ放流されたい。放流に際しては、河川等の管理者と十分協議されたい。

(3) 建設中、供用開始後において、建設現場、鉄道施設より有害物質や油等が流出する事故が発生した場合の対応策及び予防策について周知されたい。

9 水資源

(1) 環境基準や法規制値を下回ると予測される場合であっても、現状との比較において可能

な限り環境への負荷を少なくされたい。また、近隣住民からの指摘があった場合には迅速に対応されたい。

(2) 供用開始後のトンネル等からの排水については、周辺地域への影響が懸念されることから環境影響評価書への記載について検討されたい。

(3) 建設中、供用開始後において、建設現場、鉄道施設より有害物質や油等が流出する事故が発生した場合の対応策及び予防策について周知されたい。

(4) 周辺において地下水量、水質が変動する事案が生じた場合、迅速かつ適切に対応されたい。

(5) 橋梁、山岳トンネル工事の松川公共用水域において、妙琴浄水場の水源位置での松川の水質特性は、汚染度指標及び地下水質の特性が低い極めて良質な水質であり、妙琴浄水場は、この水を水道水の原水としていることから、引き続き市民に安全でおいしい良質な水を供給していくために、以下について要望する。

① 橋梁構造形式については、浄水場取水位置上流での河川内工事（橋脚工事等）により、濁水が生じないようにされたい。

② トンネル工事、橋台工事及びトンネル坑口への工事用道路に起因する雨水排水等に伴う濁水、及びトンネル施工時に発生するトンネル内部からの排水については、排水路（流路）の切り回しにより、排水処理装置を経由後、浄水場取水位置より下流において河川放流するなどの対策を講じられたい。また、放流水質等については、河川管理者と十分協議されたい。

(6) 当市の下水道は分流式である。工事に起因し発生する排水については、現場内で排出基準を満足する水質まで処理し、河川等へ放流されたい。放流に際しては、河川等の管理者と十分協議されたい。

10 日照阻害

(1) 当市は、非線引き都市計画であり区域区分は行っていない。

(2) 当地域は自然エネルギーの普及に取り組んでおり、家庭用の太陽光発電が多い地域である。日照阻害について特段の配慮をされたい。

(3) 建設現場等において照明を使用する場合、周辺的生活環境や動植物、農作物への影響を可能な限り低減するように、配慮と対策に努められたい。

(4) 工作物による日照阻害又は照明等の光害による農作物への影響が懸念されるため、生産農家からの指摘があった場合は迅速に対処されたい。

11 電波障害

(1) 電波障害防止について、その影響が予想される区域については、事前に受信状況の調査を行い、障害防止に必要な措置をされたい。（飯田市環境保全条例第 28 条、規則第 11 条）

12 文化財

(1) 建設発生土を利用した盛土工事についても、指定等文化財及び埋蔵文化財への影響に配慮されたい。

(2) 県及び市教育委員会と事前に綿密な保護協議を行うよう配慮されたい。

(3) 発掘調査によって重要な埋蔵文化財が出土した場合は、保護協議を行い、適切に対応されたい。

(4) 記録保存で影響を回避することは不可能なので、表現の修正が必要である。

〔準備書訂正依頼事項〕

・表 8-3-7-1 誤「畦池 1 号古墳」 → 正「畦地 1 号古墳」

・表 8-3-7-2(4) 誤「飯田市の遺跡」 → 正「飯田の遺跡」

13 磁界

(1) 磁界の生態系への影響について、測定及びデータの公表をされたい。

14 動物、植物、生態系

(1) 環境保全措置を実施する種については、「生息環境の一部が保全されない可能性がある」と評価されたオオタカ、ノスリ、クマタカに限定され検討されているが、「同質の生息環境が広く分布しているため、生息環境は確保されると評価」された動物についても、現有の生息地を保全する方法として有効と考えられるので、先の三種の鳥類と同様に環境保全措置を採用されたい。

15 景観

(1) 飯田市は景観計画を有する景観行政団体であるため、景観法に基づく届出は同法及び飯田市景観条例の規定により飯田市に提出されたい。また飯田市景観計画に定める景観育成基準への適合が必要であり、長野県が定める景観育成基準と一部が異なる点に留意されたい。このほか、飯田市の土地利用関係条例に定めている、水質汚濁や災害の防止等、生活環境の保全に関する基準への適合についても留意されたい。

16 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 風越山麓公園、風越公園の都市公園区域については、切土等又は既存工作物の除去に伴い、公園の景観や公園区域の保全等、風致に関する事項や公園に対する影響が想定されるため、施設管理者や関係機関と十分調整されたい。

(2) 都市公園区域内へ公園目的以外の構造物を築造しようとする場合、詳細な計画と工程を明らかにした上で、都市計画法及び都市公園法に基づく合理的な理由を以て、早期に決定権者と協議されたい。

(3) 工事に伴う土砂搬出や資材搬入等に関し、都市公園区域内の形状変更や樹木伐採等によ

り、公園の景観等を損ねることがないように十分に事前協議されたい。

(4)風越山麓公園（地下、非常口）は都市公園であるが、非常口の設置については法令等に基づき、早期に十分な事前協議をされたい。

(5)風越公園（地下、高架）は風致公園であり、自然の風景などの趣、味わい等を目的とする都市公園であるため、景観（高架部構造や色彩など）を損ねないように、早期に十分な協議をされたい。

(6)資材及び機械の運搬に用いる車両の運行について、予測地点以外においても、公共施設（公園、道路など）本来の機能確保や利用者への影響が最小限となるよう配慮するとともに、その計画及び実施内容については、施設管理者や関係機関と早期に十分調整されたい。また地域住民へは早期に丁寧な説明を行うとともに、十分な周知期間を以て実施されたい。

(7)非常口付近は、地区伝統行事である今宮郊戸八幡宮の秋季祭典奉納煙火の打ち上げ場所と一部重複している。地域伝統行事に支障がないよう配慮されたい。

17 廃棄物等

(1)建設工事中の一般廃棄物について記載はないが、一般廃棄物が発生した場合には環境法令に従い適切に処理されたい。

(2)土捨て場（残土処理）を設置する場合、粉じん、騒音、振動、排水について、環境基準や法規制値を下回る地域であっても、現状との比較において可能な限り環境への負荷を少なくされたい。近隣住民からの指摘があった場合には迅速な対応をされたい。

(3)土捨て場への運搬車両の走行については、交通安全、生活環境に配慮し、必要な対策を講じられたい。

(4)現場事務所等について、排水や一般廃棄物処理を適正に処理されたい。また、工事関係者に対しても喫煙マナーやいわゆるポイ捨ての禁止について指導を徹底されたい。

18 温室効果ガス

(1)建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行における工事用車両や建設機械は、始業前点検を十分に行い、不良な機械等の使用禁止や適正な運行管理に努められたい。

(2)工事用車両の用地内外におけるアイドリング・ストップを励行するよう努められたい。

(3)工事用車両の過積載防止に対する指導に努められたい。

(4)工事用車両の一般道走行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うように指導されたい。

(5)鉄道施設（駅）の供用における省エネ・節電型の照明機器の活用による消費電力の低減や、省エネに配慮した空調設備の導入など、環境負荷低減につながる措置を講じられたい。

19 その他

(1)天竜川沿右岸部は、本市の農業振興地域整備計画において農業振興地域農用地に指定されている優良な農業地域であるので、関連施設を含めて必要最小限の開発に留めるものとし、農地の保全に最大限配慮されたい。

(2)事後調査を実施した場合には、その結果について公表されたい。また、事後調査の結果に応じて追加的な環境保全措置を実施した場合は、その結果も含めて公表されたい。